

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の貸切バスに関する公開情報を元に作成し、  
会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

\*\*\*\*\*

★国交省公開情報(H30.4.20 第 449 号より)

●睡眠不足の確認が点呼で必要になります

事業者が乗務員を乗務させてはいけない事項に「睡眠不足」が追加され  
ました。(4月20日公布、6月1日施行)

乗務前点呼において、睡眠不足で乗務員が安全運転出来ないおそれがないかを  
確認しなければなりません。また、点呼時の記録事項に「睡眠不足の状況」が  
追加されます。

運転者は、睡眠不足により安全運転が出来ないおそれがあるときは事業者に  
申し出なければなりません。

詳細は下記をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000341.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000341.html)

●貸切バスの衝突事故情報

4月19日(木)午後4時30分頃、山梨県の有料道路において、貸切バスが  
乗客29名を乗せ運行中、対向車線からセンターラインを越えて進行して  
きたワゴン車と衝突した。

この事故により、ワゴン車の運転者と同乗者の3名が重傷を負い、貸切  
バスの乗客とワゴン車の同乗者あわせて15名が軽傷を負った模様。